

お知らせ

※次の①～⑤の要件のいずれかにあてはまる場合は、必要な書類を提出すれば減額にはなりません。

②求職活動など自立に向けた

一部減額のお知らせ

手当の受給者で、「支給開始から5年経過」（8歳未満の児童を監護している場合をのぞく）または「支給要件に該当した日から7年経過」された人は、手当が一部減額になります。

【対象】

○親の離婚などで、父親と生計をともにしていない児童（18歳に達した日の最初の年度末までの児童、または20歳未満でしようがいのある児童）の母親や母親に代わって養育している人

【手当額】

所得により異なります。
児童が1人の場合…月額9,850円～41,720円

児童扶養手当

児童扶養手当と入学激励金

ぜひ存知ですか

【対象】

○親の離婚などで、父親と生計をともにしていない児童（18歳に達した日の最初の年度末までの児童、または20歳未満でしようがいのある児童）の母親や母親に代わって養育している人

【手当額】

所得により異なります。
児童が1人の場合…月額9,850円～41,720円

母子・父子家庭のお子さんに入学激励金

【対象】

母子・父子家庭で平成22年4月に小学校・中学校に入学されるお子さんのいる保護者（平成22年4月1日に住民登録がある人）

【支給金額】

お子さん1人につき
小学校 5,000円
中学校 10,000円

【受付期間】

3月15日（月）～4月12日（月）

【持ち物】

申請者名義の預金通帳、印鑑

問

子育て支援課（☎6514）各支所福祉生活課 電話番号は5頁をご覧ください

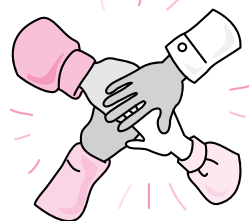
お知らせ

募集

長浜市地域包括支援センター運営協議会・虐待防止ネットワーク協議会委員

市では「地域包括支援センター」の業務や適切な運営に対し、また、虐待防止ネットワーク構築に関してご意見をいただくために、関係機関の代表者や公募による市民の方々で構成する「長浜市地域包括支援センター運営協議会」・「虐待防止ネットワーク協議会」を設置し、高齢者の皆さんが住み慣れた地域でいつまでも健やかに生活していくことをめざします。

今回、平成24年3月までの運営委員を公募します。応募の際は、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために地域でできることなど、意見を書いてください。



《応募要領》

【応募資格】

・介護予防、地域での取り組みなどの意見をお持ちの人で、平成24年3月まで活動できる、市内にお住まいの人
・原則として平日午後の会議に出席できる人（年3回程度）

【募集定員】

①介護保険1号被保険者（65歳以上） 1人
②介護保険2号被保険者（40歳～64歳） 1人
③介護保険サービス利用者またはその家族 1人
※「長浜市地域包括支援センター運営協議会」と「虐待防止ネットワーク協議会」委員を兼務していただきます。

※応募多数のときは抽選で決定します。

【応募方法】

住所・氏名・年齢・電話番号および介護予防・虐待防止についてのご意見を簡単に記入し、郵送もしくはメールで下記まで（様式は自由です）

【募集期限】 3月26日（金）

【応募・問合せ先】

〒526-0031 長浜市八幡東町632
長浜市役所地域包括支援室（高齢福祉介護課内）「地域包括支援センター運営協議会・虐待防止ネットワーク協議会委員募集」係
（☎7841、Eメールhoukatsu@city.nagahama.lg.jp）

国民健康保険からのお知らせ

高齢受給者証をお持ちの人へ

7月末まで現在の自己負担に

70歳から74歳までの人に4月1日から使うことができる「高齢受給者証（あざぎ色）」を郵送します。

①旧長浜市地域にお住まいの人
4月から個人の負担割合が2割になると表示された受給者証をお持ちの人は、1割とする国の取扱いが延長されたため、7月末まで1割負担と表示された受給者証を郵送します。

また、現役並み所得の人は、3割の自己負担のまま変わりませんので4月以降も現在お持ちの受給者証を引き続きお使いください。

②旧6町地域にお住まいの人

今お持ちの高齢受給者証の有効期限が3月末で終了しますので、4月1日から使うことができる新しい受給者証をお送りします。

※国保保険証と高齢受給者証は別々に郵送します。



問 保険医療課（☎6512）

聴覚しようにいに関する講習会

聴覚しようにい者といっても、まったく聞こえない人から、言葉が聞き取れないなど、聞こえの程度や聴力レベルは様々です。また、主要なコミュニケーション方法もそれぞれ異なります。そこで、聞こえない、聞こえにくい人の状況を理解し、みんなとともに活動していくために、暮らしやすい社会をつくるため、講習会を実施します。



【日時】 3月21日（日）

13時～16時30分

【場所】 長浜市社会福祉協議会

2階会議室（高田町）（エレベーターあり）

【講師】 滋賀県聴覚障害者福祉協会職員

車いす対応可

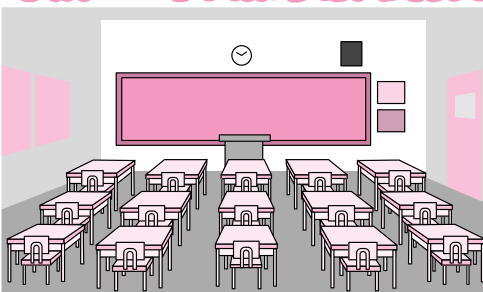
【内容】

○聴覚しようにいとは
○聴覚しようにい者への周囲の配慮（筆談のしかた・筆談ゲームなど）

【申込】 事前申込は不要（当日参加OK）

問 長浜市身体障害者福祉協会 藤居（☎7570）

平成22年度就学援助制度



市では、小・中学校に就学するお子さんがおられる家庭で、経済的に困りの保護者を対象に、学校で必要な学用品費の一部や学校給食費等を援助しています。

【対象】

市内に住所を有し、小・中学校にお子さんが在学されている家庭のうち、次の①～④の要件のいずれかにあてはまる場合は、就学援助費の給付対象となります。

- ①生活保護を受けている。
- ②働いている人全員の市民税が、非課税である。
- ③平成21年分の所得が、教育委員会の定める基準額以下である。
- ④会社の倒産、事業の閉鎖、家庭事情の変動により、所得が

著しく減っている。または病气等により、世帯の支出が著しく増えている。

【申込】

所定の申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えて、年長のお子さんが在学する学校または教育委員会へ提出してください。

※平成21年度の受給者も、再度申込みが必要です。

【関係書類】

・平成21年中の源泉徴収票または市県民税・所得税申告書の写し（コピーでも可）

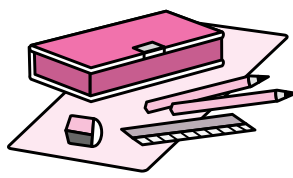
・住まいが持ち家でない場合は、家賃額がわかるもの（契約書の写しなど）

・会社の倒産、事業の閉鎖、家庭事情の変動により、所得が著しく減った場合や、病气等により、世帯の支出が著しく増えた場合は、それがわかるもの（離職票や給与明細書の写しなど）

※この場合は、担当地区の民生委員の意見が必要になります。

【締切】

4月30日（金）



問 教育総務課教育企画グループ【浅井支所2階】（☎743700）